

○公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る南城市事務処理要領

平成26年6月10日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

(法第4条第1号に掲げる土地の区域等を示す図面等の整備)

第2条 法第4条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる土地の区域等に係る決定若しくは指定又は変更をした者は、速やかにその内容を示すおおそ縮尺2,500分の1以上の図面及び書類（以下「図面等」という。）を南城市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 市長は、前項の図面等を受理したときは、当該図面等を整備し、当該写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(法施行令第2条第1項第1号の指定)

第3条 市長は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第2条第1項第1号の規定に基づき、史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地を指定しようとするときは、南城市教育委員会に協議するものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令、自治省令第1号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告するものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の指定に準用する。

(用地取得計画の作成等)

第4条 地方公共団体等（法第2条第2号の地方公共団体等及び南城市にあつては関係部局をいう。以下同じ。）は、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、用地取得計画（様式第1号）を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 法第9条第1項各号に規定する事項又はその代替地の用に供するため法第6条の手続きによる買い取りを希望する土地の面積、区域（区域が不確定の場合においては、所在地域）及び用途並びに当該事業の施行者（施行者が未定の場合においては、施行予定者）及び施行年度

(2) その他参考となるべき事項

3 前2項の規定は、地方公共団体等が用地取得計画を変更しようとしたときに準用する。

(届出書等用紙の備付け)

第5条 市長は、法第4条の土地を譲渡しようとする場合の土地有償譲渡届出書（様式第2号）及び同法第5条に規定する地方公共団体等に対する土地の買い取り希望の届出に係る土地買取希望届出書（様式第3号）（以下「届出書等」という。）の用紙を備え付けておくものとする。

(届出書等に添付すべき図書)

第6条 届出書等に添付すべき図書は、届出等（法第6条第1項の届出等をいう。以下同じ。）の内容を明らかにした次の各号に掲げるものとし、第1号から第4号までについては正本及び写しにそれぞれ各1部、第4号の委任状については正本に1部添付するものとする。

- (1) 位置図（縮尺2, 500分の1以上の地形図又はこれに代わるものに届出等に係る土地の位置を明示したもの）
- (2) 平面図（公図の写し又はこれに代わるものに届出等に係る土地の形状を明示したもの）
- (3) 登記事項証明書（届出等に係る土地の所有者が分かるもので、なるべく最近のものとする。写しでも可）
- (4) 委任状（届出等に係る土地の所有者から届出等に係る事務を委任された場合）

(受理書の交付等)

第7条 市長は、届出等を受理したときは、当該届出等に係る届出書等に年月日を明示した受付印を押印し、当該届出等をした者に受理書（様式第4号）を交付すると共に公有地先買関係文書処理台帳（様式第5号）に受付年月日、登録番号等所要の事項を記入するものとする。ただし、当該届出等が国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出で法第4条第3項の規定により法に基づく届出とみなされるもの（以下「国土法の届出」という。）であるときの受理書の交付は、国土法の手続きによって行われるものとする。

(届出書等の内容の通知等)

第8条 市長は、届出等を受理したときは、直ちにその内容を地方公共団体等に通知書（様式第6号）を送付するものとする。

- 2 前項の通知は、用地取得計画に照らし、当該届出に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等については、これを行わないことができる。
- 3 第1項の通知は、次の各号のいずれかに該当する場合等、その他地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合については、これを行わないとすることができる。
 - (1) 譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡
 - (2) 譲渡担保及び代物弁済の予約
 - (3) 現物出資
 - (4) 親会社・子会社相互間の譲渡
- 4 市長は、地方公共団体等について、第1項の通知を行わないときは、土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を直ちに当該届出をした者に通知するものとする。
- 5 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出があった日から起算して1週間以内に行うように努めるものとする。

(届出等に係る土地の買取り希望の申出)

第9条 地方公共団体等は、届出等の内容を知ったときは、速やかに当該届出に係る土地についての買取り希望の有無を回答書(様式第7号)により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する買取り希望の有無の申出を回答期限までに行わない地方公共団体等がある場合は、当該地方公共団体等における買取り希望がないものとみなすことができる。

(買取り協議を行う地方公共団体等の決定等)

第10条 市長は、前条の申出を勘案して、法第6条第1項の買取り協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等した者に当該地方公共団体等に届出等があった日から起算して3週間以内に協議通知書(様式第8号)及び決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、前条の申出に基づき、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知書(様式第10号)により通知するものとする。この場合において、当該届出等が、法第4条第3項の規定により法第4条第1項の規定による届出とみなされる国土法の届出であるときは、国土法第27条の4第3項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを付記するものとする。

3 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出のあった日から起算して2週間以内に、これを行うよう努めるものとする。

(届出書等の保管)

第11条 市長は、届出書等及びそれに添付された図書を少なくとも法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して1年を経過する日まで保管するものとする。

(買取り協議)

第12条 第10条第1項の通知を受けた地方公共団体等は、速やかに届出等をした者と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。なお、国土法第27条の4第3項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に協議を打ち切るときは、同条に基づく譲渡制限が解除されるものでないことを明示するものとする。

2 市長は国土法第27条の5第1項又は第27条の8第1項の規定に基づく勧告がされるときは、あらかじめその内容を第10条第1項の通知をした地方公共団体等に通知するものとする。この場合、地方公共団体等は、直ちに協議の状況を市長に報告するものとする。

(買取り協議の結果の報告)

第13条 地方公共団体等は、前条第1項の協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、報告書(様式第11号)により、遅滞なく市長に報告するものとする。

(先買いに係る土地の管理)

第14条 地方公共団体等は、法第6条第1項の手続きにより届出等に係る土地を買い取ったときには、法第4条第1項の届出に係る土地、国土法第27条の4第1項(国土法第27条の7

第1項において準用する場合を含む。)の届出に係る土地、法第5条第1項の申出に係る土地の別を明らかにした用地台帳(様式第12号)を作成し、法第9条第2項の定めるところにより、管理するものとする。

(買取り証明書の発行)

第15条 地方公共団体等は、届出等に係る土地を法第6条第1項に規定する協議に基づいて買い取ったときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第17条の2第1項第6号又は同令第22条の5第1項第6号に規定する証明書(様式第13号)を発行するものとする。

(法第2章の所管部局)

第16条 法第2章及びこの訓令に規定する市長の事務は、都市計画課において処理するものとする。

2 地方公共団体等は、法第2章及びこの訓令に規定する事務を処理すべき部局を定め、又は変更したときは、市長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月9日訓令第13号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式(略)